

**TAX 03** 役場での申告期間は  
2月16日(火)から3月15日(月)まで

役場での確定申告の日程や時間は以下の通りです。混雑状況によっては入場を制限する場合があります。

期間 2月16日(火)～3月15日(月)

受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時  
(火曜日・木曜日は午後6時まで)

会場 役場3階大会議室

※予約制ではないので、入場整理券の配布はありません。  
※感染症の拡大状況により、会場を閉鎖する場合があります。

期日	対象地区(区)	
	午前	午後
2月16日(火)	全行政区	初日は大変混雑します
17日(水)	下中野	前谷東原
18日(木)	横町化楽	天王元宿
19日(金)	前原	
22日(月)	十三坊塚	
24日(水)	上下西宿	前瀬戸宿、千原田向地
25日(木)	大根村琵琶首	谷中蛭沼
26日(金)	鶏上	鶏下

3月1日(月)	鶏新田、光善寺	藤川
2日(火)	秋妻	石打
3日(水)	一本木、渋沼 住谷崎	坪谷
4日(木)	水立大黒	
5日(金)	馬場大林	西ノ根宮内中島
8日(月)	寺中	店高原
9日(火)	十三軒	本郷江原、古家十軒
10日(水)	大谷端宿赤東	開拓
11日(木)	新中野	
12日(金)	明野	
15日(月)	全行政区	

※対象地区は目安であり、指定日以外でも受け付けができません。

午前の開場直後は混雑しやすいです。時間をずらして来場してください



**TAX 04** 下に該当する人は  
館林税務署で申告を

●税務署での申告期間

期間 2月1日(月)～3月15日(月)

※例年より早い時期から受付を開始しています。

受付時間 午前8時30分～午後4時  
(相談時間は午前9時から)

会場 館林税務署  
(館林市仲町11-12・☎72-4373)



申告会場への入場は「入場整理券」が必要です  
会場で当日入手する他、国税庁の公式LINE(アプリ)で事前取得できます  
※当日配布は枚数に限りがあります。

国税庁LINE公式アカウント

●税務署で申告する人

以下に該当する人は、館林税務署で申告をしてください。

- ①青色申告をする
- ②令和2年中(※)に営業や農業、不動産事業などを始めた
- ③営業や農業、不動産所得の損失を繰越する
- ④土地や建物などの不動産や、自動車・貴金属などの動産を譲渡した
- ⑤株式や先物取引で譲渡益があった、または株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する
- ⑥特殊な配当所得がある
- ⑦肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする
- ⑧雑損控除がある
- ⑨消費税の確定申告をする

(※)…令和2年1月1日～令和2年12月31日の期間

続 **税の申告** 令和2年分 Close Up

問合せ 住民税のこと▶役場税務課☎47-5011  
所得税のこと▶館林税務署☎72-4373

令和2年分所得税、3年度の住民税(町県民税)の申告受付が始まります。必要な書類をそろえて、館林税務署または役場3階大会議室で忘れずに申告してください。

**TAX 01** 申告会場での  
感染拡大を防ぐために

今回の申告は新型コロナウイルス感染症対策を取りながらの受け付けになります。来場前の準備と申告会場での感染症対策にご協力ください。

●申告前の準備

「事業所得など(売上・経費)の集計」や「医療費控除の明細書の作成」などの必要書類を事前に自宅で準備してください。



●会場での対策



検温の実施

検温で37.5度以上の人や、検温にご協力いただけない場合は入場できません。風邪症状(咳・発熱など)のある人、体調不良の人は来場を控えてください。



マスクの着用  
定期的な換気

来場時にはマスクを着用してください。また、会場は定期的に換気するため、室温が低下する場合があります。暖かい服装をして来てください。



手指の消毒  
少人数での来場

入口に設置してある消毒液で手指を消毒してください。また、会場へは必要最低限の人数で来場してください。



筆記用具の持参

会場備品は消毒しますが、複数の人が使用します。筆記用具はできるだけ持参してください。

**TAX 02** インターネットなどを利用して  
自宅から申告ができます

多くの人が来場する申告会場での密集を避けるため、自宅からパソコンやスマートフォンを利用した確定申告ができます。

詳細は国税庁ホームページ、または広報おうら1月号をご覧ください

国税庁ホームページ  
(確定申告書等作成コーナー)



邑楽町ホームページ  
(広報おうら1月号)

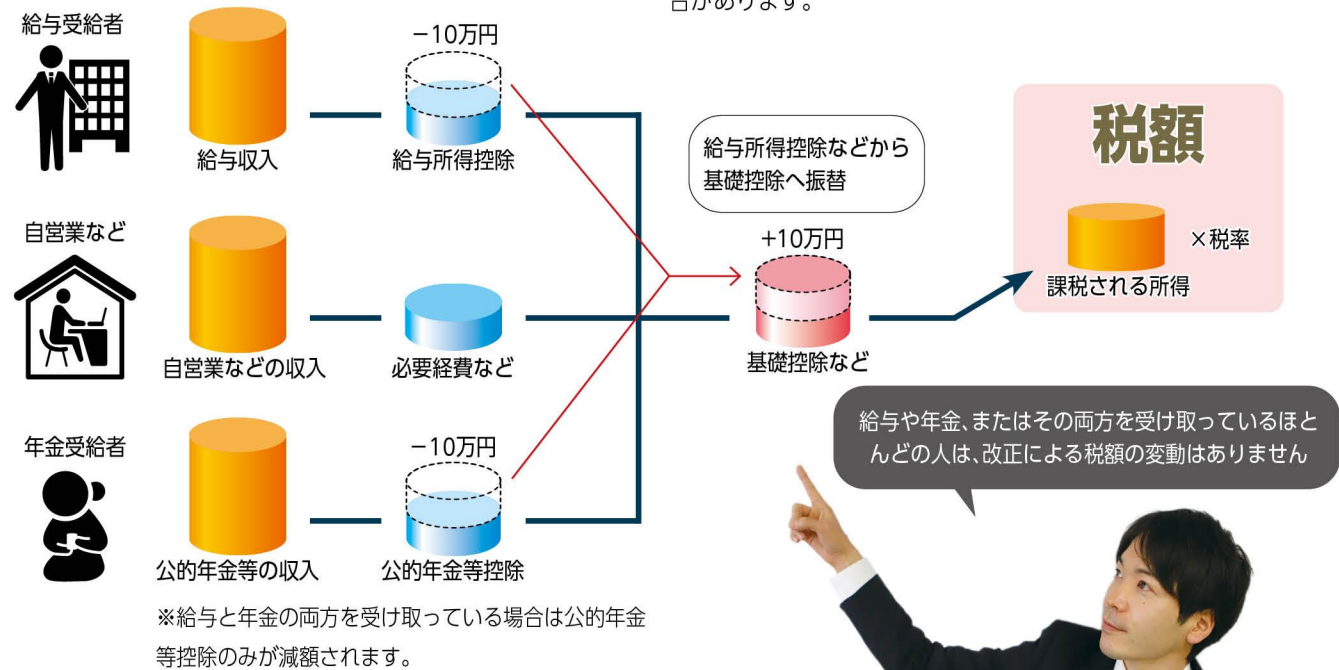


●給与所得・公的年金所得計算の改正

働き方の多様化を踏まえ、特定の収入にのみ適用される給与・公的年金等所得控除が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除が10万円引き上げられます。

また、扶養親族等として適用できる所得の限度額が10万円引き上げられるなどの改正がありました(給与収入の場合は引き続き103万円が限度)。  
※給与収入金額が850万円を超えていたり、年金以外の所得が1,000万円を超えていたりする場合には、税額が変動する場合があります。

図1 給与・年金等控除額の振替イメージ



●ひとり親控除の創設と寡婦(寡夫)控除の改正

▶ひとり親控除の創設

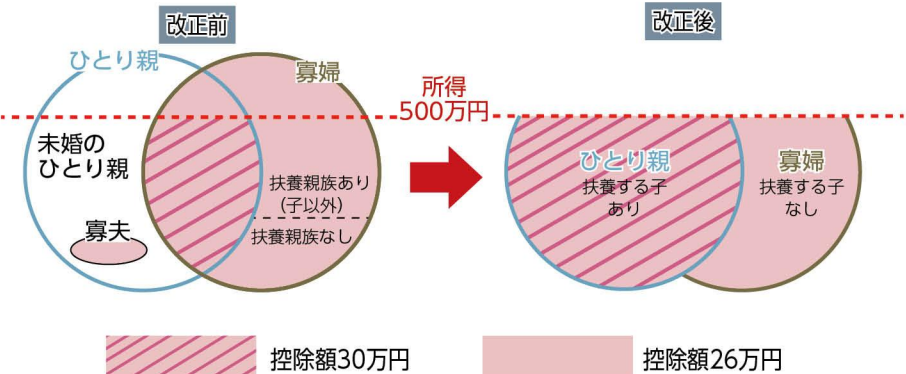
婚姻歴の有無や性別にかかわらず、同一生計の子(他の者の同一生計配偶者または扶養親族となっていない前年の総所得金額等が48万円以下の子)がいる単身者について、ひとり親控除が適用されます。

▶寡婦控除の見直し

ひとり親控除に該当しない寡婦については、引き続き寡婦控除が適用されます。また、子以外の扶養親族を持つ寡婦について、所得制限(合計所得金額が500万円以下)が設けられます。  
※ひとり親控除、寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は適用対象外。

合計所得金額が500万円以下の制限があります

図2 ひとり親・寡婦(夫)控除の改正イメージ



●申告に必要な書類

①年間収入金額が分かる書類

▶給与や年金を受給している人

源泉徴収票(給与・年金など)、事業主の支払証明書など

▶事業所得や不動産所得のある人

事業所得(営業や農業)、不動産所得のある人は収支内訳書

※収入と経費を事前にまとめてください。

③その他に必要なもの

▶認印 ▶通帳など本人名義の口座番号が分かるもの(所得税の還付がある人)

▶身元確認書類(運転免許証など)

▶番号確認書類(マイナンバーカードまたは通知カードなど)

②所得控除に必要な書類

▶社会保険料控除などに必要な書類

国民健康保険税や国民年金、生命保険・地震保険・長期損害保険などの控除証明書など

▶医療費控除に必要な書類 ※詳細は下記を参照。

▶障害者控除に必要な書類

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

※障害者控除対象者認定書についてのお問い合わせは、役場健康福祉課☎47-5021まで。



	番号確認書類	身元確認書類
本人	必要	必要
扶養親族	必要	不要

●医療費控除を利用する場合

医療費控除とセルフメディケーション税制の2種類から控除額の大きい方を選択できます。医療費控除は、『医療費控除の明細書』の添付が義務化されています。医療費の領収書の添付は不要ですが、医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。

▶『医療費控除の明細書』の一部省略

医療費通知(医療費のお知らせ)がある場合は明細書への記入を一部省略できます。医療費通知は添付しなければならないので忘れずに持参してください。



医療費控除の申告後に高額療養費の支払いを受けた場合、申告の訂正が必要になります。ご注意ください。

12月中に高額療養費の対象となる診療を受けた場合、「高額療養費支給申請のお知らせ」が発送されるのは、2月下旬以降です。ご注意ください。

こちらの書類が『医療費控除の明細書』です。待ち時間短縮のために、事前に記入してください。

※明細書は町ホームページまたは役場税務課にあります。

※「セルフメディケーション税制の明細書」は様式が別です。

